

在宅福祉サービス実施拠点としての「余剰室」利用の可能性 福祉サービス実施のシステム化に関する研究 その2

正会員 ○ 山下 剛*2
同 友清貴和*1

1. 研究の目的

鹿児島県は高齢化・過疎化が同時に進んでいる地域であるが、高齢者世帯の単独化も進んでおり、夫婦のみ世帯・独居世帯割合は全国で最も高い。

中でも独居世帯は平均年齢の上昇や子供が就職地で独立した家庭を築く事が多い我が国の社会情勢に加え、子供との同居を必ずしも望まない高齢者自身のライフスタイルの変化から、今後ますます増加すると思われる。

かつては家族が共に暮らしていた住宅に独りきりで暮らすようになると、部屋によって使用頻度の差異が生じ、あまり使わない「余剰室」が生じる場合がある。

本研究はより地域に密着した形で在宅福祉サービスを実施するための拠点として、この「余剰室」を利用できないかどうか、その可能性を検討する事を目的とする。

2. 研究の方法

まず在宅福祉サービスを実施拠点について分類し、実施対象や実施内容、そして実施率を比較して通常の居室でも実施できるサービスを把握する。

次に独居高齢者宅における「余剰室」出現状況と、独居高齢者の隣人関係や利用したいサービス等を分析し、福祉サービスを独居高齢者の住宅における「余剰室」で実施できる可能性を物理的・精神的側面から評価する。

3. 一般施設型サービスの現状

鹿児島県で実施中の在宅福祉サービスを実施拠点によって3つに分類し、それぞれ特殊機能を有する施設で行われるもの、特殊機能は必要ない一般施設で行われるもの、高齢者の居宅で行われるものとする。【表1】

通常の居室でも実施できるのは一般施設型サービスのみであるが、既実施市町村数から実施率を求めると、一般施設型サービスの実施率は3タイプ中で最も低い。

一般施設型サービスは施設設置費用がかかるため高コストであり、居室型サービスよりも実施率が低い。

また特殊施設型サービスが高齢者の生活上の問題に明確に応じられるのに対して、一般施設型サービスは高齢者にとって早急に必要ではなく、救済という「福祉」の性格が弱いために、その実施率は低い。

そして一般施設型サービスには、様々な問題がある。

実施主体側には実施対象を拠点まで移動させる送迎コ

ストがかかり、また市町村全域を1拠点で担当しているのが実状であるから、実施対象の把握も難しく、利用者の掘り起こし作業を常に行わねばならない。

実施対象側にとっては、同一市町村内といっても「送迎」が必要なほど実際に暮らしている地域から離れていれば拠点への移動は精神的に負担であり、それはまた間接的にリロケーションをイメージさせかねない。

4. 一般施設型サービスの必要性

鹿児島県の調査(平成3年)結果を分析すると、一般施設型サービスの主対象となる独居高齢者が、将来利用したいサービスは、「誰かと話したい」Communication型、「万一の時助けて欲しい」Protection型、「手助けをして欲しい」Support型に類型できる。

他の2型に比べ、一般に「福祉」の中心概念であるSupport型の希望率は最も低い。【表2】

この結果、独居高齢者にとって他人=社会との接触が【表1】実施拠点による在宅福祉サービスの分類

| | 実施数 | 実施率% | 平均 |
|---------------|-----|-------|------|
| 特殊施設型在宅福祉サービス | | | |
| 入浴サービス事業 | 70 | 72.9 | 57.9 |
| ショートステイ事業 | 90 | 93.8 | |
| デイサービス事業 | 51 | 53.1 | |
| 寝老介護者研修事業 | 52 | 54.2 | |
| 機能回復訓練事業 | 15 | 15.6 | |
| 一般施設型在宅福祉サービス | | | |
| 給食サービス事業(会食型) | 32 | 33.3 | 24.5 |
| 独居老人の集い | 15 | 15.6 | |
| 居室型在宅福祉サービス | | | |
| ホームヘルパー派遣事業 | 96 | 100.0 | 35.6 |
| 給食サービス事業(配食型) | 36 | 37.5 | |
| 老人家庭訪問事業 | 12 | 12.5 | |
| 寝老訪問指導事業 | 10 | 10.4 | |
| 友愛声かけ事業 | 17 | 17.7 | |

【表2】独居高齢者が将来利用したいサービス

| | 人数 | 割合% | 平均 |
|----------------|------|------|------|
| Communication型 | | | |
| 話し相手が欲しい | 1064 | 52.3 | 35.7 |
| 相談相手が欲しい | 381 | 19.0 | |
| Protection型 | | | |
| 安否の確認 | 383 | 18.9 | 17.2 |
| 緊急時の対処 | 323 | 15.4 | |
| Support型 | | | |
| 掃除の補助 | 193 | 9.4 | 6.1 |
| 買い物の代行 | 191 | 8.9 | |
| 食事の世話 | 175 | 8.4 | |
| 入浴の補助 | 52 | 2.5 | |
| 外出時の付き添い | 31 | 1.4 | |

A study on the possibility of making the excessive room base for the welfare service.

A study on the systematization of carrying out the welfare service part 2.

YAMASHITA Gow and TOMOKIYO Takakazu

最も望まれており、こうした役割を果たす一般施設型のサービスはもっと積極的に実施されるべきである。

給食サービスでは「配食」方式によって栄養状態の保全と安否の確認を行うだけでなく、よりCommunicationを図れる「会食」方式を充実させる事も必要である。

5. 余剰室利用の物理的可能性評価

地域に密着した場を拠点としてサービスを行う方が実施主体と実施対象の両方にメリットを与えるが、施設の新設は財政規模の小さい市町村では困難である。

この時地域に既存の施設を利用する事が考えられ、最も地域に密着した形では独居高齢者の住宅における「余剰室」を利用するという方法が考えられる。

地区公民館等の施設を利用してサービスを行う事も考えられるが、この場合高齢者は「サービスを与えられる」者として画一化されてしまう。

これに対して普通の住宅を利用すれば、アットホームな雰囲気の中でサービスを実施できるだけでなく、高齢者間にも「ホスト/ゲスト」の関係が形成され得る。

ここでは独居高齢者の住宅における「余剰室」の出現状況等を分析し、「余剰室」で在宅福祉サービスを実施できる物理的可能性を検討する。

鹿児島県指宿市と入来町の独居高齢者を対象とした調査（平成5年）の結果から、全独居高齢者の住宅における平均居室数は3.2であった。^{注1)}

この時居室内の家具類についても記録しており、物置や納屋以外にタンスや布団類が集中的に収納され、日常あまり使われていない部屋が確認される住宅があった。

このような住宅の平均居室数は4.2であったから、室数3を独居高齢者が日常生活に使用しているコア・スペースとし、それ以上を「余剰室」と設定できる。【図1】

現在の「余剰室」は雑多な物が収納されているが、これを整理すれば日常のコア・スペース以外にもう一室確保する事は十分可能である。

また「余剰室」の出現率は33.4%であり、独居高齢者の住宅においては3軒に1軒の割合で「余剰室」があったが、一般施設型サービスは拠点数が多ければ一ヶ所当たりの面積を少なくすることができるので、こうした規模での実施ならば通常居室でも十分可能である。

以上の結果、「余剰室」が生じる規模の住宅においては、主人の私的空間以外にも部屋が確保でき、これをサービス実施拠点として利用することは物理的に可能であり、地域への密着性の面でもかなり適している。

6. 余剰室利用の精神的的可能性評価

物理的に可能であっても、他人が住宅内に入り込む事に抵抗を感じる場合もある。

ここでは独居高齢者が友人関係をどのように感じているか分析し、「余剰室」をサービス実施拠点とできる可能性を精神面から評価する。

鹿児島県内4市町の独居高齢者を対象とした調査（平成4～6年）結果から、友人関係については約9割がお互いの家を往来して話をするほど親しいと感じている。

実際高齢者には住宅内の部屋を趣味的サークル活動の場に開放している事例もあり、一般的に独居高齢者は相互間の往来に対して肯定的で、住宅内へ他人が入り込む事に対する抵抗感は我々が感じているほど強くはない。

4市町の人口規模別に友人関係を見ると、親しいと感じる者は人口が増加する程減少し、都市化が進む程関係が希薄になる現象は独居高齢者にも見られる。【図2】

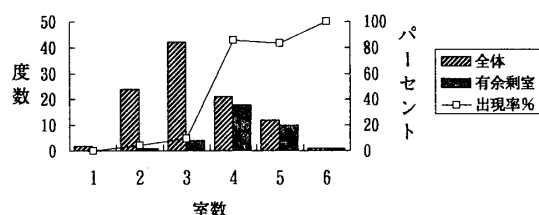
以上の結果から人口の多い都市部では、近隣における関係性が弱く、実際の居住地域から離れた所にある施設を拠点としてサービスを行う事も考えられる。

しかし人口の少ない地方部では、現在存続している親密な地域性を無視し、送迎が必要なほど離れた施設を拠点としてサービスを実施するのは望ましくなく、この点からも独居高齢者の住宅での実施はメリットを有する。

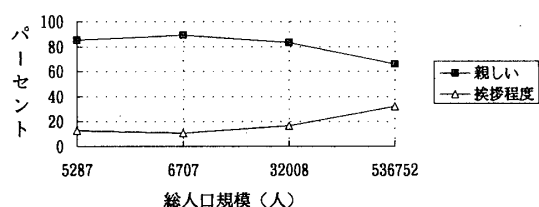
7. まとめ

以上の分析の結果、独居高齢者の住宅において生じた「余剰室」を在宅福祉サービスの実施拠点として利用する事は十分可能である事が分かった。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには住宅の改造などが必要となる場合もあるが、独居高齢者宅の「余剰室」を利用する代わりに行政がそうした住宅改造を助成する等の方法を考えれば、高齢者が地域に継続居住する事を望む場合にも対応できるのではないかと。



【図1】余剰室の出現状況



【図2】4市町の人口規模別独居高齢者の友人関係

注1) 台所とそれに付随する諸室は使用目的が固定しているため居室数からは除外している。

* 1 鹿児島大学工学部建築学科 助教授・工博

* 2 鹿児島大学 大学院生

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Kagoshima Univ., Dr. Eng. Graduate Student, Kagoshima Univ.